

博士論文の全文に代わり要約したものを公表することに関する理由書

20XX 年 X 月 X 日

コース長／専攻長 殿

博士論文題目：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

著者：○○ ○○

主任指導教員（紹介教員）：○○ ○○ 印

標記論文は、下記事由により、その全文に代えてその要約したものを公表することを希望いたします。

（1）事由 ※

博士論文に使用している他者の著作物（図表 X）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていないため。

（2）上記事由が消滅する予定時期（20XX 年 X 月 X 日）

原則として、具体的な日付を記入する必要があるが、
特別の事情があり、事由の解消の見通しが
立たない場合は「未定」とすること。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格（JIS）A4 縦型とすること。
2. 公表はインターネットの利用により行われます。
3. （2）に記載の「予定時期」が到来した時点で、自動的に総合研究大学院大学リポジトリにおいて、博士論文全文を公表します。 予定時期が到来してもなお、事由が消滅しないことが見込まれる場合は、予定時期までに、コース長／専攻長に「博士論文のインターネット公表保留延長申請書」を提出すること。
4. 予定時期到来前に事由が消滅したため前倒しで全文の公表を希望する場合は、総合研究大学院大学附属図書館に「博士論文のインターネット公表保留事由の解消届」を提出すること。
5. 特別の事情があり、事由の消滅時期の見通しが立たない場合は、（2）に「未定」と記入し、将来的に事由が消滅した場合は、速やかに総合研究大学院大学附属図書館に「博士論文のインターネット公表保留事由の解消届」を提出すること。

※博士の学位論文等の公表に関する細則（抜粋）

第3条 学位規則第21条第2項に基づき博士論文の全文に代えて博士論文を要約したものを公表することができるのは、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合とする。

- （1）立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- （2）著作権保護、個人情報保護、公表に伴う社会的影響等の理由により、インターネットで公表することができない場合
- （3）多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- （4）出版刊行等の関係からインターネットで博士論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合
- （5）特許の出願等の関係からインターネットで論文の全文を公表することにより、学位授与者にとって明らかな不利益が生じる場合（ただし、日本の特許制度においては、特許出願より前に公開された発明は原則として特許を受けることはできないことに留意すること）
- （6）その他、コース委員会がやむを得ないと認めた場合